

日時：令和元年11月25日(月)10:00～10:45（公開）、10:45～11:25（非公開）

出席者：

（委員）八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

（事務局）佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、野沢統括NW事業管理官、田中NW課長

議事概要：

【公開開催】

● 原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価について

料金審査専門会合において実施した旧一般ガスみなしガス小売事業者8者（原価算定期間中の大阪ガスは対象外）の原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価の結果報告を受けた。その結果を踏まえ、事務局案のとおり経済産業大臣へ意見を出すことを決定した。

● ガス導管事業者の2018年度収支状況の事後評価について

料金審査専門会合において実施した一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の2018年度収支状況の法令に基づく事後評価の結果報告を受けた。その結果を踏まえ、事務局案のとおり経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見を出すことを決定した。

● 電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可について

電力広域的運営推進機関より経済産業大臣に対して送配電等業務指針の変更の認可申請があり、経済産業大臣から当委員会宛に意見の求めがあったところ。事務局からの審査結果の報告を受け、経済産業大臣へ当該認可を行うことに異論がない旨の意見を出すことを決定した。

● 「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定の建議について

「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改定について、事務局の案の通り経済産業大臣に建議することを決定した。

【非公開開催】

● 小売電気事業の登録について

小売電気事業の登録申請（3件）について審査し、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1（1）②に該当する事実は認められない旨の意見を出すことを決定した。

● ガス小売事業の登録及び変更登録について

ガス小売事業の登録申請（1件）及び変更登録申請（1件）について審査し、それぞれ、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」Ⅰ. 第1（1）②又はⅠ. 第1（2）に該当する事実は認められない旨の意見を出すことを決定した。

- 一般送配電事業者からの報告について
一般送配電事業者（１者）から事務局に報告のあった事案について、委員会の対応方針を審議した。

以上